

# 高校生等奨学給付金制度 ～奨学のための給付金～

一定の所得額を下回る世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援します（返済不要です）

## ●対象者

次の**すべて**の要件を満たしている方

- ① 保護者等が長野県在住であること
- ② 7月1日時点で **生活保護（生業扶助）受給世帯**  
または **道府県民税所得割額・市町村民税所得割額非課税世帯※** であること  
**※新入生への早期給付のみ令和6年度税制改正に伴う定額減税後の額により判定**
- ③ 7月1日時点で在学していること

## ●給付額

課程や扶養されている子供の人数等によって給付額は異なります。

世帯区分		最大給付額(※)
生活保護受給世帯		32,300円
非課税世帯	全日制・定時制	143,700円
	通信制	50,500円

令和6年度までは、第1子と第2子以降の給付額が異なりましたが、令和7年度からは同額になります。

(※) 世帯状況や給付メニューにより給付額が変動します。

●表中の生活保護受給世帯以外の世帯について、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、上記の単価に64,800円を加算することができます。

## ●申請時期

**令和7年6月～8月**

(詳細な日程・申請書類等については、学校事務室から別途ご案内します。)

**(※) 対象者の要件を満たしていても、期限までに申請がないと給付されません。  
忘れずに申請をお願いします。**

## ●その他の給付メニュー

**新入生への早期給付**      申請時期    **令和7年6月**

入学時の負担が大きい新入生に対して、上記給付額の1/4を通常より早く給付します。

- (※1) 収入基準および在籍基準日は令和7年4月1日時点で判断します。
- (※2) 残り3/4の給付を受けるためには、改めて申請が必要です。

**家計急変世帯への支援**      申請時期    **令和7年5月～令和8年1月**

家計の急変による経済的理由から、道府県民税所得割額・市町村民税所得割額が非課税相当となった世帯の高校生等に対して支援します。

- (※1) 生活保護（生業扶助）受給世帯は、補助対象となりません。
- (※2) 家計急変の発生した月、世帯構成および申請日等によって、収入基準や給付額が異なります。詳しくは学校事務室にお問い合わせください。

### 問合せ先

**松本県ヶ丘高等学校事務室**

〒390-8543 松本市県2-1-1

TEL : 0263-32-1142    FAX : 0263-37-1074